第2部　発生時の危機管理

Ⅰ　地震発生時の対応

1.地震発生時の体制

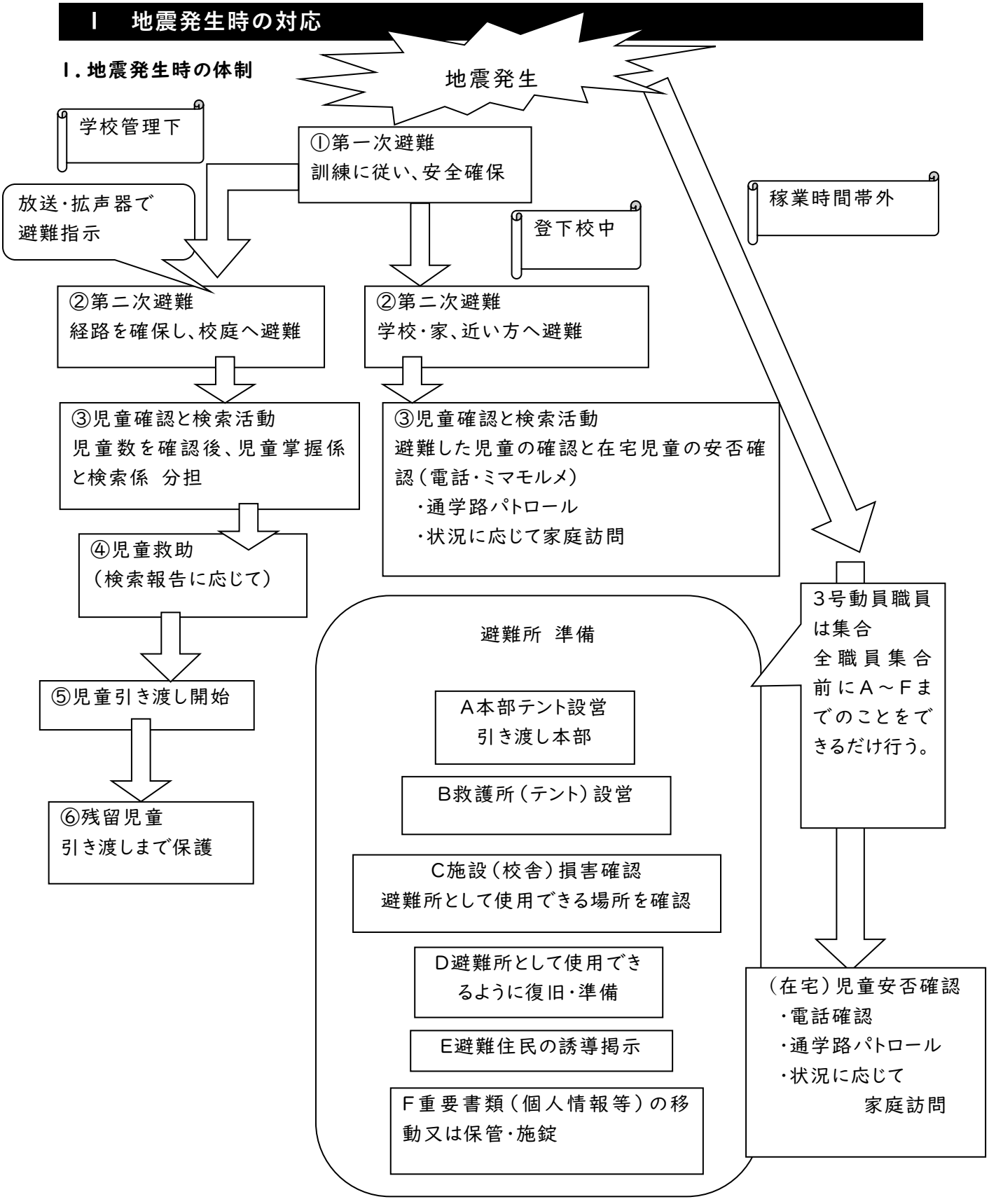

（１）**児童生徒の在校中の場合**

①地震発生時や緊急地震速報を受信した時 （身を守る行動をとる）

児童生徒への指示	教職員の行動
□「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に移動させる 《地震のときの合言葉》 落ちてこない 倒れてこない 移動してこない □おちつかせながら、身を守る姿勢（ダンゴムシの姿勢等）をとらせる □可能なら防災頭巾等をかぶらせる	□児童生徒へ左記の指示を行う □自分の身を守る行動をとる （児童生徒への指示と同じ行動） □使用している火を消す □ドア・窓の開放など避難路を確保する

②揺れがおさまったら（二次災害に注意する）

児童生徒と一緒にいる教職員	職員室等にいる教職員
原則、児童生徒から離れずに、以下の対応を行う。 □落下物等の危険性がない場所に移動 □余震等に対する安全確保を実施 □児童生徒の安否確認とけが人の応急手当 □状況に応じて職員室への報告や、他の教職員への応援要請 □避難指示等があった時の準備 □校内放送等の指示に従った行動 **《避難時の心得》** **お**さない **か**けない **し**ゃべらない **も**どらない	□情報収集 ・校外（テレビ・防災無線等） ・校内（教職員からの報告・確認等） □校内の確認（原則複数人、ヘルメット着用など） ・児童生徒等の安否 ・施設等の確認 ・登下校中は、通学路など □二次災害の危険性を把握し校内に指示 ・避難指示は避難の順番、避難経路、避難場所などを伝える。

③余震や二次災害の恐れが一定程度落ち着いたら（被害状況の確認と下校準備）

児童生徒と一緒にいる教職員	職員室等にいる教職員
□職員室へ、児童生徒の安否状況や現場の被災状況を報告 □児童生徒は、（安全であれば）現在の場所	□校舎等の安全確認（原則複数人。ヘルメット着用など）。 □学校災害対策本部の設置

に待機 □保護者引き渡し・下校に向けた準備	□児童生徒や教職員等の安否、施設の被災状況等を集約 □臨時休校を決定し、保護者引き渡し・下校等の指示・準備 □保護者への対応（連絡・問合せ等）を決定 □教育委員会へ報告（「被災状況報告書」様式５（改））【資料編 様式 I】 □避難者への対応

④保護者への引き渡し・下校後の対応

□ 引き渡しは第２章のⅦ「臨時休業・引き渡し」に準じる。

□ 引き渡しや下校ができず、帰宅が困難な児童生徒を学校で保護

□ 備蓄物資の配布

（2）登下校中の場合

□ （登下校指導中の場合）発災時は、児童生徒に身を守る行動をとるように指示

□ 児童生徒の安否確認（校内や登下校コース担当者が通学路上を確認、保護者への連絡）

□ 在校している児童生徒の保護

（3） 校外活動中の場合

□ 事前に行き先ごとの避難場所等の確認をする。

施設見学の場合、施設の方と確認。外の場合は周辺の状況に応じた対応を考える。

（例）川や海が近い場合の避難場所、地震による土砂災害発生の可能性の有無

□ 発災時は、児童生徒に身を守る行動をとるように指示。（グループ活動がある場合は事前に安全な場所や集合場所などの情報を共有しておく）

□ 揺れがおさまったら、安否確認と情報収集を行い、二次災害等に備える。

□ 引率者は学校に連絡し、状況の報告と今後の対応を相談

□ 連絡を受けた学校は保護者に連絡

（4）休日・夜間の場合

①参集

□自身と家族の安全が確認されたら、本校に参集

川崎市内で、震度６弱以上の地震を観測した場合	全職員が自動参集
川崎市内で、震度５強の地震を観測した場合	校長、教頭、事務職員

□参集時は、可能な限り飲食物を持参し、参集途上の安全確保に留意

□参集の必要があるが、やむをえず参集できない場合は、電話や緊急災害ダイヤルにて連絡

②学校到着後

□ 最初の到着者は教頭に連絡

□ 学校の被害状況を確認（建物の安全点検）

□ 点検の結果、安全であれば建物内に入り、応急対策業務を実施

・立入禁止区域等の明示

・児童生徒・教職員の安否確認

・避難所運営会議構成員・市職員と連携して避難所運営支援

2.職員の動き

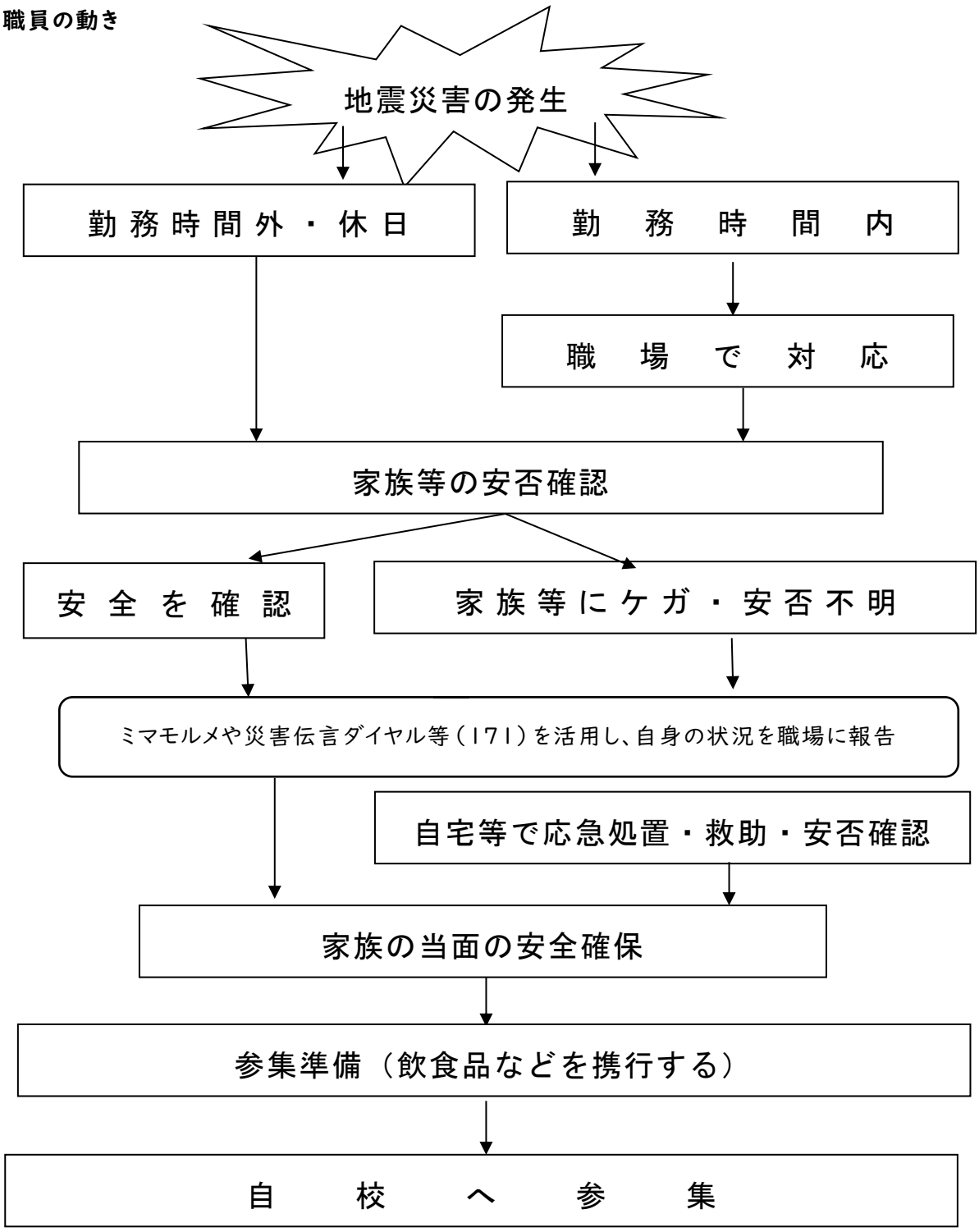

留意点

・参集する時は、機能的な服装を着用。身分証明書、飲料水、非常食、着替え、常備薬を携行する。

・参集できない場合は、参集できない理由を連絡。参集できる状況になったら、速やかに参集。

・参集する場合においては自身の健康状態、体調に留意し、万全の状態で参集できるようになったら、速やかに参集する。参集できない場合は理由を電話や災害伝言ダイヤル等で連絡。

Ⅱ 火災発生時の対応

1. 火災報知機が作動した時の体制

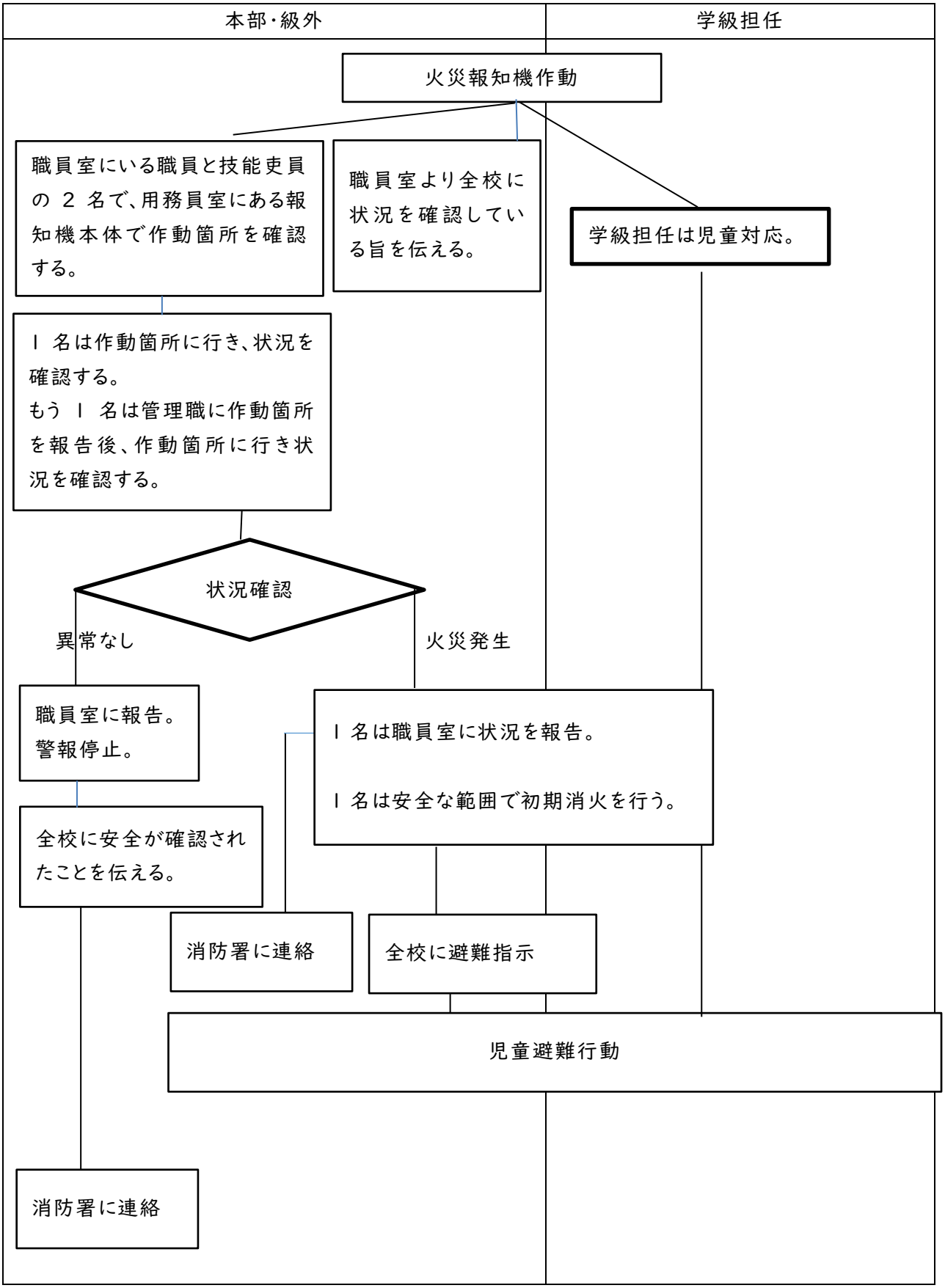

（1）授業時間

①火災発生の合図と共に、放送により避難の指示をする。

（水泳学習の場合は直ちにタオルを羽織り、本部前に避難させる。）

②児童へ防災頭巾を着用させ、窓を閉める。

③担任はヘルメット着用、防災バッグを持つ。

・校長～全体の避難状況の把握をする。

・教頭～避難指示等の放送をする。各担任から避難報告を受ける。

・教務主任～無線機を持って校庭に出る。避難してきた児童の掌握をする。

・養護教諭～救急バッグを持って、本部に待機する。（訓練の時は、保健室待機の場合もある）

・個別級職員～担当する児童が安全に避難できるよう支援する。

・事務～欠席調べと児童名簿を持って、本部にかけつける。

・用務員～体育館につながる扉、プール脇扉を全開にする。

④廊下に並ばせる。

⑤ハンカチ等を口と鼻に当てさせ、出火場所から遠い経路を通って避難させる。

（避難経路は第一章参照）

⑥本部前にクラスごとに2列で整列させ、本部に注目させる。

⑦個別級在籍の児童がいるクラスの担任は、個別級の列に連れて行く。

⑧担任は児童の人数を調べ、教頭へ報告する。

「〇年〇組在籍〇名。欠席〇名。出席〇名。〇名います。」
又は「不明者△人。氏名・・・」

⑨職員は必要に応じて教頭の指示により二次活動に移り、終了後本部へ報告する。

※検索活動は必ず2名以上一緒に行う。トランシーバーを持って行き、連絡を取り合う。

（2）休憩時間や掃除時間など

・授業時間の動きに準じる。

・自分がいるフロアの児童を校庭まで避難させる。

・学年で一人はクラスがあるフロアへ向かう。

・校庭にいる職員は校庭避難場所まで児童を誘導する。

《避難時の心得》

おさない　**か**けない

しゃべらない　**も**どらない

Ⅲ 不審者侵入時の対応

1. 不審者侵入時の体制

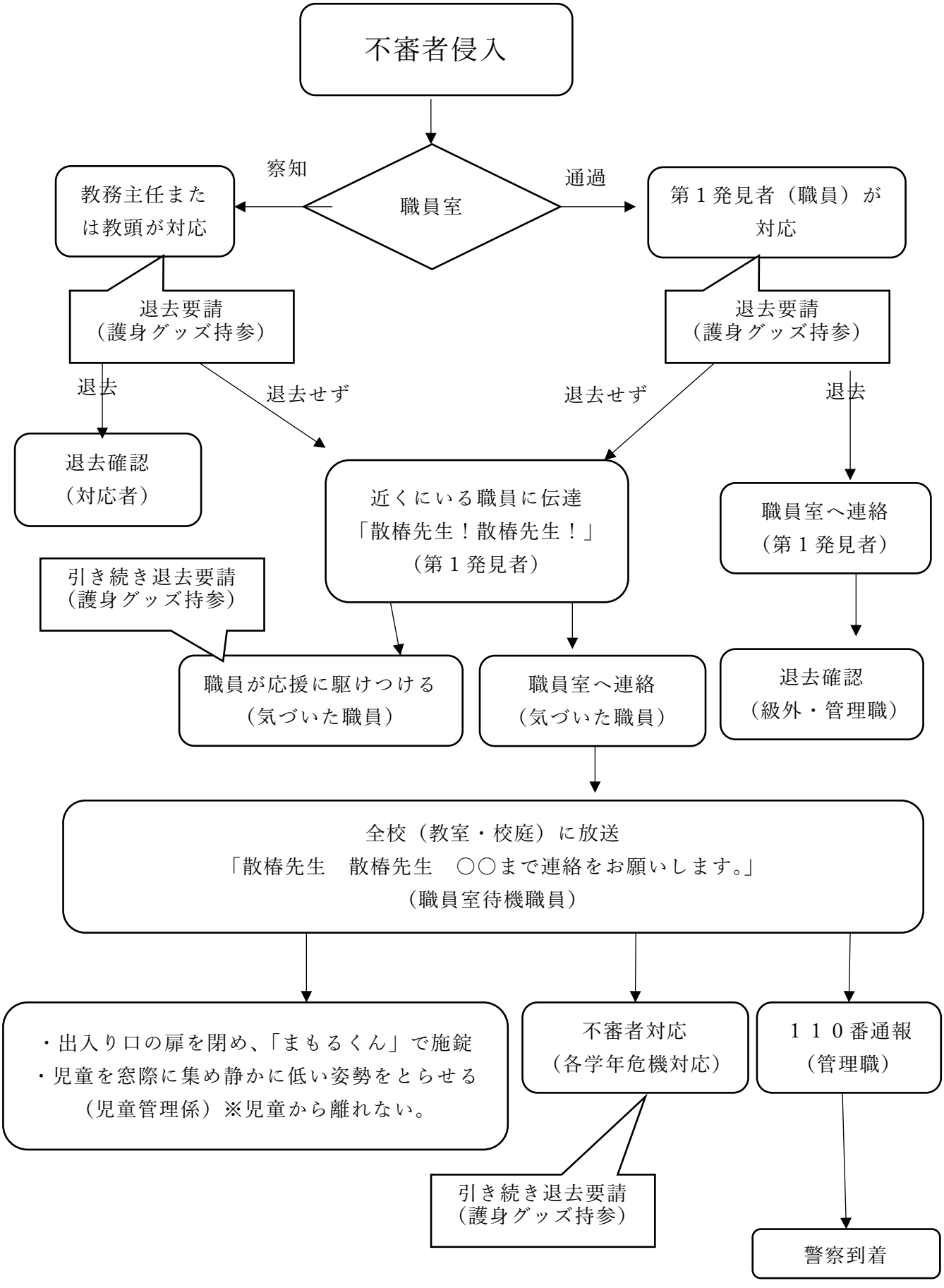

（1）不審者発見時からの流れ

①退去依頼・・・ ○護身用グッズ（バインダー、さす又など）を持って行く。
○来校の理由を確認する。
○相手を落ち着かせる。
○複数の職員で対応する。
○用事のない場合は退去をお願いする。

②退去誘導・・・退去依頼に従った場合は退去誘導し、校内から退去するまで確認する。

③確認・・・・・・・退去後、複数の職員による校内、周辺パトロールをする。
状況により、警察署へ巡回パトロールを依頼する。

（2）安全確保及び通報

・事件に気づいた職員は、直ちにインターホン等で職員室に知らせる。連絡を受けた職員は校内放送すると共に１１０番通報する。

場所と状況を短く伝える。

校内放送
「散椿先生、○○（侵入場所）まで連絡お願いします。」

・児童の安全確保を最優先し、事態に対処する。
○不審者を児童から引き離す。
○不審者の対応は複数で行う（危機対応係）。学年で最低１人は教室に残る。
○さす又の使用　２本以上で使用。
第一目的：侵入者との距離を取り、警察到着までの時間を稼ぐ。
第二目的：侵入者の動きを止める。
設置場所：職員玄関（2）、各階廊下中央付近（6）、はなまるルーム（1）、
体育館下手壁（1）事務センター（1）・・・計１１本

・廊下に給食台を出すことはしない。
・児童は教室内にとどまり、窓際（廊下から離れたところ）に低い姿勢で静かに待機。
・前後の扉を「まもる君」で開かないようにする。
・不審者がいる階以外の教室は電灯を消す。

（3）警察官、救急車等の来訪者等への対応

・門扉の解錠(用務員)
・校門に職員待機(用務員)
・負傷者が出た場合の対応処置・・・Ⅲの3参照
・どこの医療機関へ移送したのかの記録
・校長、教頭は情報を収集し、教育委員会と連絡を取り合いながら対応する。
・校長、教頭は近隣校、PTA安全対策委員会、わくわくプラザ、地域諸団体とも連絡を取り合う。

（4）.家庭への連絡・連携

・ミマモルメの活用
・PTA校外委員との連携

・児童の状況を把握した上で、下校時刻を決定する。または家庭に引き取りを要請し、ミマモルメで連絡する。
・必要に応じ、保護者説明会、家庭訪問や児童相談を行う。

2．地域で事件等があり、通報があった場合の対応の仕方

・信頼できる情報を出来るだけ集め、危機管理委員会の意見を元に、校長が対処の仕方を判断する。

対処法の例

ア、学級担任を通じて子どもたちに注意を促す。
イ、注意を促すプリントを作成し、児童にもたせ、家庭に配布する。
ウ、ミマモルメを通じて注意を促すと共に、近隣の見守りをお願いする。
エ、集団下校、一斉下校をする。または、保護者に児童の引取の要請をする。

3．放課後、児童が校庭にいるときに不審者情報が出た場合

緊急性がより高いとき―「刃物をもった不審者、凶悪犯情報」

・校庭にいる児童（わくわく児童も含める）を校舎内の安全な場所（その時の判断）に誘導。（教頭、わくわく職員と協力）
・安全の確保、事情の説明、児童の心のケア
・状況に応じ職員の校内、校区パトロール、保護者への連絡と引き取り依頼。（引き渡すまで保護）

緊急性が比較的低いとき―「直接命に関わることのない不審者情報（声かけ露出等）」

・職員校区パトロール
・校庭にいる児童（わくわく児童も含め）を校庭避難場所に集める。（教頭、わくわく職員と協力）
・事情説明、近くの者同士での下校

Ⅳ 傷病者発生時（熱中症、アレルギー、交通事故、クラスター発生など）の対応

１．事故発生時の救急体制（点線は必要に応じて）

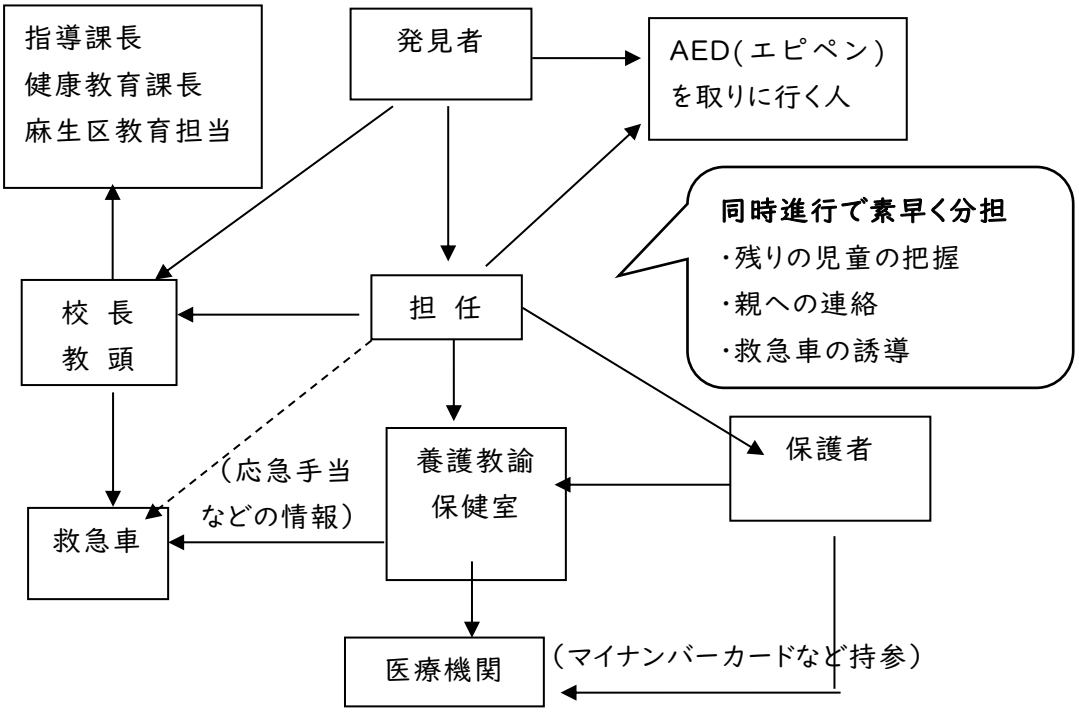

①事故児童の保健室までの処理（指導者または発見者）

・動かせる場合　保健室に運ぶ。

・動かせない場合　意識不明　以下の場合直ちに救急車要請

呼吸や脈拍の停止　頭部強打　脊髄強打

・指導者（発見者）は現場を離れない。事故発生時から救急車がくるまでの事柄を記録する。

・近くの人に、保健室・職員室に連絡させ、応援を頼む。

・残ったクラスの対応を近隣クラスの担任に依頼する。

②児童の応急手当と観察（養護教諭〔担任または教頭〕）

・医師の診断を必ず受けるもの

〇重大な負傷

〇目・耳・歯・顔面・頭部・腹部の強打や負傷

〇外見的な症状では分からないが重大な結果を招くと考えられるもの

③保護者への連絡（指導者・担任または養護教諭）

〈連絡内容〉

ア、外傷〈疾病〉の程度

・いつ、どこで、何が原因で、どの部分が、どのようになったか。

・現在どのような状態か。

イ、医療機関の確認

・緊急時以外は、原則として保護者が医療機関を決める。

・保護者が不在の場合は、保健カードで確認する。

ウ、来校の確認

・学校までまたは医療機関までの時間を確認する。

エ、災害給付金

・保険証を持参してもらう。
・スポーツ振興センターの災害給付金手続きについて説明する。
※傷病者、保護者の心情を考え、誠意をもって対応する。
※保護者が不在であってもあらゆる手段を尽くして連絡する。
※加害者がいる場合でも、事実関係がはっきりするまでは断定するような説明をしない。
※傷病名は医師が診断するものなので、学校側で断言しない。
「だいじょうぶです。」「たいしたことはない。」等の言葉もさける。

④教頭、校長への連絡（指導者・担任と養護教諭）

⑤医療機関への連絡（養護教諭・教頭）
・重傷時付添（養護教諭及び担任 ※状況により教頭または校長）
・軽傷時付添・・・教育課程内（養護教諭 他の職員）
放課後 （担任 または居合わせた職員）

⑥移送車（タクシー・救急車）の手配（教頭または校長）

⑦医療機関受診後の事後対応
ア、事後報告・・・養護教諭が同行したとき → 担任と校長へ報告
他の職員が同行したとき → 担任と校長と養護教諭へ報告
保護者が付き添ったとき → 担任 →校長と養護教諭へ報告
イ、報告書・・・・担任が報告書を作成し、養護教諭が給付金請求手続きをする。
重傷の際は、教頭・校長が関係機関（市教委・警察）へ連絡報告する。

2．養護教諭不在の場合の対応（緊急体制）

校内職員で補いながら対応する。

3．救急車の連絡方法 119

・けが（急病）です。救急車をお願いします。
・川崎市麻生区**千代ヶ丘**8−9−1
・川崎市立千代ヶ丘小学校
・TEL 044-954-1080
・〇年生（〇才） 男子 女子
・いつ（〇時頃）
・どこで
・どのようにして
・どこのけが
・どのようなけが・症状か
＊意識・出血・変形などけがや病気の状況とおこなっている処置

一目で重大な負傷とわかり、
緊急を要すると判断したときには
直ちに救急車を手配する。
管理職への報告はその後でよい。

Ⅴ 風水害時の対応

1 情報収集

・気象庁から発出される気象情報等を取得し、その後の対応計画に生かすようにする。

2 「授業の繰り上げ」措置等

（1）登校前に以下のものが発令された場合

発令内容	学校の対応
※午前6時の段階で、神奈川県内のいずれかで発令 ◆特別警報 ◆暴風警報 ◆暴風雪警報	■臨時休業 本校から全家庭にミマモルメ。（諸事情で配信がなくても休業。）
◆大雨警報 ◆洪水警報 ◆大雪警報 ◆〇〇注意報	■平常授業 必要に応じて集団下校。（下記参照）＜状況に応じてミマモルメ＞
※川崎市内のいずれかで発生 ◆震度5強以上の地震発生	■当日と翌日が全市一斉に臨時休業 ※登校時間と重なった場合には、安全に配慮しながら地域の巡回を行う。登校中の児童を校内に受け入れ、安全の確保を図る。その後、児童を保護者に引き渡す。 ※本校から全家庭にミマモルメ。（諸事情で配信がなくても休業） ■家庭における児童の安否確認を行う。

（2）登校後に以下のものが発令された場合

発令内容	学校の対応
※神奈川県内のいずれかで発令 ◆特別警報 ◆暴風警報 ◆暴風雪警報	■状況により、授業を中止し、児童を保護者に引き渡し。または児童を校内に待機させる。 ■引き取りに来られない場合、保護者に確認のもと下校時刻の状況によっては職員の引率のもと集団下校。
◆大雨警報 ◆洪水警報 ◆大雪警報 ◆〇〇注意報	■平常授業 状況に応じて児童を学校に待機させるか、集団下校。（下記参照）＜状況に応じてミマモルメ＞
※川崎市内のいずれかで発生 ◆震度5強以上の地震発生	■授業を中止し、児童を保護者に引き渡す。 ※本校から全家庭にミマモルメ。（諸事情で配信がなくても引渡し） ■翌日は全市一斉に臨時休業。 ■児童の安全確認を行う。

集団下校

職員が担当箇所に向かい、児童の下校を見守る。

★集団下校時（不審者出現時や台風時、残留児童児童送り時など） ◎キャプテン ○連絡係（スマホ所持）

色	緑	赤	青	黄		わくわく
低対応	【先頭】 ◎岩瀬	【先頭】 ◎石高	【先頭】 ◎中田・志知	【先頭】 ◎堀越	【先頭】 有田	【先頭】 ◎石原
中対応	【中盤】 若江	【中盤】 関口	【中盤】 佐能	【中盤】 太田	【中盤】 日下部	
高対応	【最終】 ○阿部	【最終】 ○原	【最終】 ○野村	【最終】 ○小川	【最終】 山崎	【最終】 ○伊東
個別対応	【個別】 個別級担任	【個別】 個別級担任	【個別】 大原・苛原	【個別】 佐藤	【個別】 中島・佐々木	
最終目的地	あさひ電気	子ども文化センター	リリーカフェ前交差点	中の間公園	中の間東公園（ゴリラ）	わくわく
総指揮・・・校長						
全体把握・・・教頭、鈴村						
個別級児童対応・・・本田、宍戸、大関、中山						

（3）下校後に以下のものが発令された場合

発令内容	学校の対応
※川崎市内のいずれかで発生 ◆震度5強以上の地震発生	■翌日は全市一斉に臨時休業。 ■児童の安全確認を行う。

（4）計画運休が発表された場合

・公共交通機関を利用する通学者の帰宅及び、教職員の退勤に支障が生じないよう、各学校や地域等の状況に応じて「授業の繰り上げ」等の適切な措置を講じる。

3 施設の安全確保

（1）校舎内外の危険個所を点検する。

□強風の吹込みや雨水の侵入が無いよう、出入口や窓を閉鎖

□浸水のおそれがある低層階等では、必要に応じ、土のう、止水板などを設置

□飛来物によりガラスが破損しないよう防護し、カーテンを閉めておく

□屋上・バルコニー・校庭等の排水口や排水溝は清掃し、飛散しやすい物を片付ける

□防球・防風ネット等はネットを巻き上げたり外したりしておく

□屋外のサッカーゴールやバスケットゴールは横に倒しておき、ネットを外す

□懸垂幕等を外す

□学校周辺で対応が必要な場合（側溝や街路樹等）は、道路公園センター等に連絡

（2）必要に応じて災害の発生に備えた措置を行う。

□重要書類、教材備品類、危険薬品類等の非常持出の準備や安全な場所への移動

□衛生用・救急用資材等を安全な場所へ移動

□非常用発電機の燃料等の残量を確認し、補給

Ⅵ 避難確保計画（風水害時の対応）

1 洪水に備えた措置（水防法に基づく避難確保計画）

※想定区域外のため計画なし

2 土砂災害に備えた措置（土砂災害防止法に基づく避難確保計画）

（1）急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項

体制確立の判断時期		体制	活動内容	担当者
【レベル2相当の情報】 ・台風に関する気象情報の発表 ・大雨注意報の発表	→	**注意体制**	・気象情報の収集 ・教育委員会、保護者等との連絡体制の確認 ・警戒体制以上に移行した場合に想定される対応の確認	管理職
【レベル3相当の情報】 ・避難準備・高齢者等避難開始 ・大雨警報（土砂災害）	→	**警戒体制**	・気象情報の収集 ・授業の繰り上げ措置等の判断 ・校内の児童生徒等の避難準備 ・校外避難の場合は避難開始 ・使用する資器材の準備	管理職
【レベル4相当以上の情報】 ・避難勧告/避難指示（緊急） ・崖崩れの前兆現象 ・記録的短時間大雨情報 ・土砂災害警戒情報 ・大雨特別警報	→	**非常体制**	・校内全員の避難	管理職

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

（2）本校以外の避難場所

金程小学校　学校からの距離：450m　　避難時間：7分程度

金程中学校　学校からの距離：400m　　避難時間：6分程度

Ⅶ 臨時休業、引き渡し

1．地震、風水害に対する安全確保、避難所設置における臨時休業

資料5参照

2．計画運休

対象路線	時　刻	臨時休業	保護者へ通知
市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社	午前6時の時点	全市一斉臨時休業	教育委員会よりのミマモルメで通知
	午後2時の時点 （定時制・夜間学級）	全市一斉臨時休業	
	学校課業中	校長が授業の繰り上げ措置（原則）	ミマモルメで通知

3．臨時休業に伴う関係機関等へ連絡

校長が授業の繰り上げ措置を行った場合（全市一斉臨時休業以外の場合）は次の対応を行う。

□ 区教育担当へ直ちに電話等で報告と「非常変災による臨時休業報告書」を提出する。

□ 給食を中止する必要がある場合は、健康給食推進室へ連絡する（学校給食センターから配送される中学校は、当該学校給食センター）

□ わくわくプラザへ連絡する。

□ 来校予定者等（地域交通安全員・スクールガードリーダーなど）へ連絡する。

4.授業が繰り上げ措置になった際の児童の保護者への引き渡し

（1）第一次活動

①教育委員会より緊急連絡を受信。

②直ちに校内放送で呼び掛ける。（放送・・・教頭）→一時避難の態勢をとる。

③担任は、揺れが収まったことを確認したら、児童に地震・火災に対する注意と行動の仕方を伝達する。

④管理職は保護者への引き渡しが必要か検討し、引き渡しを決定したら保護者へ連絡する。ミマモルメ、災害時伝言ダイヤルなど校内放送で児童引き渡しを行う旨を連絡する。

⑤児童は防災頭巾を着用し、下校準備をする。

⑥校庭に一時避難して、安否確認をする。

⑦引取人名簿で確認しながらの引き渡しをする。

⑧引き渡しが終了したら教頭に報告。

※開始1時間経過して引き渡しができない場合は、残留児童として待機させる。

（2）第二次活動

①残留児童数を教頭に報告（残留児童は、体育館で待機）

②保護者が来るまで、学校に待機させる。（訓練の時は、集団下校）

◎児童の保護者への引き渡しの流れ（校庭での引き渡しの場合）

・校舎内の安全が確認され、かつ、雨天や猛暑などの場合は一時避難のあと、校舎内に戻り、教室で引き渡しを行う。

・（）の中は適宜当てはめる。

〇放送（教頭）:「ただいま、（緊急地震速報）を受信しました。間もなく大きな地震が来ます。
落ちてこない、倒れてこない、動いてこない安全な場所で身を守ってください。」

◎地震発生

・防災無線で教育委員会から地震が発生した旨の通信を受信。市内で（震度〇の地震）が発生したため、保護者又は保護委任を受けた者の引取りをミマモルメで知らせる。

〇放送（教頭）:【火災報知音】「揺れは収まりましたがただいま〇〇で火災が発生しました。児童のみなさんは、担任の先生の指示に従って校庭に避難してください。押さない、駆けない、しゃべらない、戻らないのお・か・し・もを守って避難しましょう。教員は避難経路（〇〇）を通り校庭に誘導してください。」

〇避難開始

・校庭にカラーコーンを置き、クラスを表示する。（用務員）

・カラーコーンのところに引き取り人が並べるように周知する。(教務)

・防災頭巾を被り、ハンカチなどで鼻と口を覆う。

・廊下に2列で並ぶ（順不同）上履きのまま校庭へ避難。

・避難する際、教職員は近くのトイレ・特別教室等を確認し、避難する。

・整列時は来ていないクラスの場所を開けておく等クラスごと間隔に留意する。

・校庭へ引き取り者名簿を持ち出す（教務）。

〇避難完了

・門の開錠。

（わくわく前南門：大淵、正門：長谷川）

・担任は避難場所で児童の人数を確認する。防災頭巾を外す。

⇒担任は人数を教頭先生に報告「〇年〇組在籍△名欠席◇名出席☆名です」

・交流中の個別級児童は、交流級担任が個別級の列に連れていく。

・引き取り開始前に保護者待機線のところで引き渡しの方法を説明する。（教務）

◎保護者等の引き取り訓練開始

・A棟学年保護者は正門、B棟学年保護者は南門からでも出入り可。（兄弟がいる場合はどちらでも可）

・引き渡しの経路表示に従って保護者は児童の教室に向かう。

・担任はクラスのカラーコーンの前に立ち、引き取り人名簿と照らし合わせて誰に引き渡したかを記録しながら引き渡す。

〇放送で合図があったら引き渡しのできなかった児童は、体育館に移動する。

◎雨や熱中症の危険があり、校舎内の安全が確認された場合の屋内での引き渡しの流れ

〇放送（教頭）:「〇時〇分から引き取りを行います。各クラスは準備をしてください」

・担任は引き渡しの前に当日出席の児童が全員いるか教室で児童の数を確認する。

・人数に不足があった場合のみインターホンで職員室へ伝える。

〇引き取りの方法について児童に説明

・必ず担任に知らせてから下校すること

・廊下、階段は右側通行

◎保護者などへの引き渡し

・保護者は引き取り開始まで各教室前に整列して待つ。
〇全学年一斉に引き渡し開始
・廊下、階段は右側通行
・担任は教室の前扉の所で引き取り者名簿と照らし合わせて誰に引き渡したかを記録しながら引き渡す。
・個別級児童は、個別級教室で引き渡しを行う。（個別級担任が高学年から迎えに行く。）
・引き取り人以外の人の場合は氏名と関係を記録しておく。

〇放送で合図があったら引き渡しのできなかった児童は、体育館に移動する。
・教務主任は引き取り者名簿を体育館へ持ち出す。

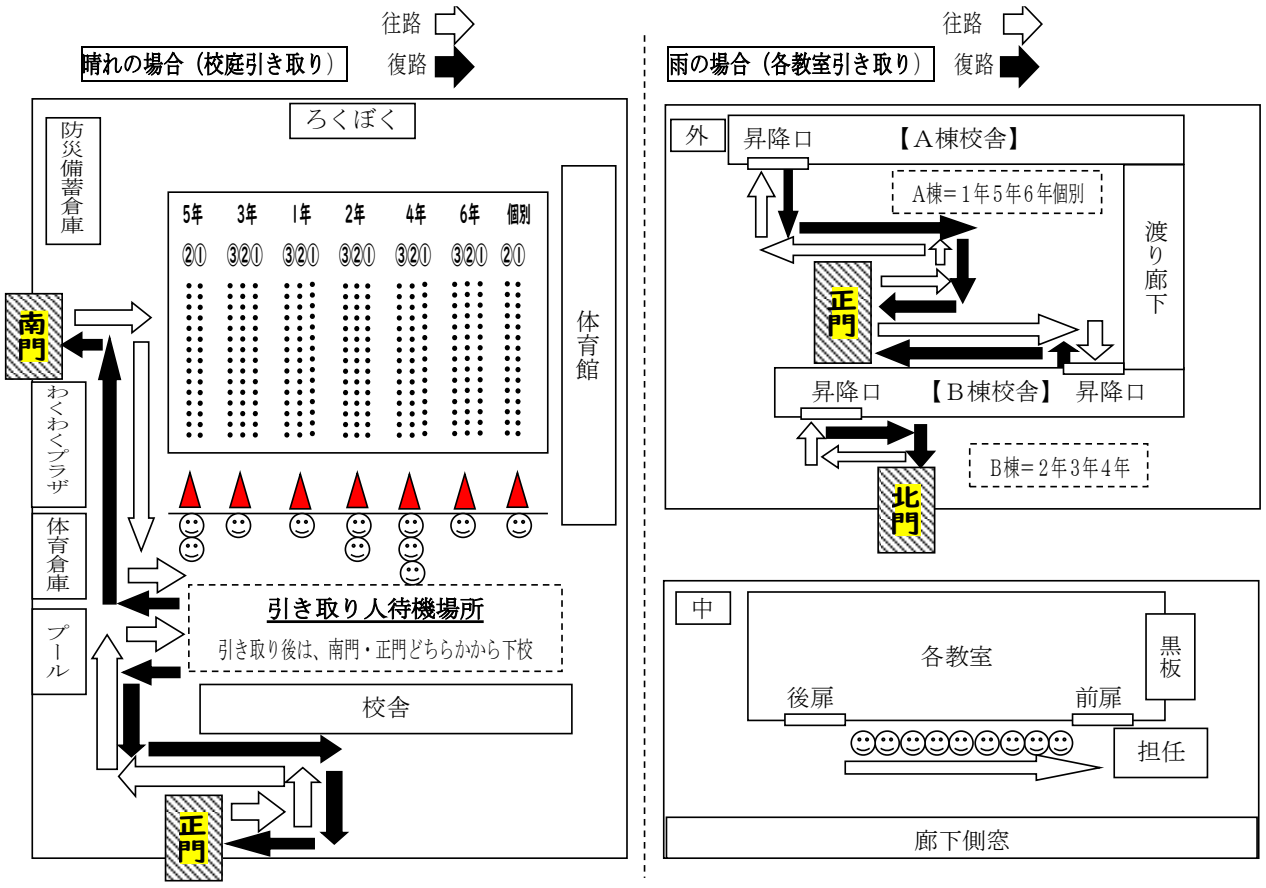

Ⅶ 医療関係一覧

科名	医療機関名	電話番号	所在地	診療時間		備考
				午前	午後	
総合病院	新百合ヶ丘総合病院	322−999 1	麻生区古沢都古2 25	8:00～11: 30	13:00～1 6:00	救急センターあり
	聖マリアンナ医大病院	977−811 1	宮前区菅生2−16 −1	8:30～14: 00		救命救急センターあり 土曜8:30～1 1:00
	麻生総合病院	987−252 2	麻生区上麻生6− 25−1	8:00～11: 30	12:30～1 7:00	救急総合診療科あり 土曜午後･日祝休診
整形外科・外科	しんゆり青木整形外科	969−757 7	麻生区万福寺6− 7−2 メディカルモリノビル2F	9:00～12: 30	15:00～1 8:30	木土午後、金曜午前休診
	あさおスポーツ･整形外科 クリニック	969−120 0	麻生区金程1−34 −10	9:00～12: 30	15:00～1 8:30	土曜午後･日祝休診
	セントラル整形外科	953−443 3	麻生区万福寺1− 1−2 シティーモール4F403	8:30～12: 00	15:00～1 8:00	土曜8:30～1 3:00 水曜午後･日祝休診
	クロキ形成外科クリニック	955−062 6	麻生区上麻生1− 9−10	9:00～13: 00	15:00～1 8:30	（顔のケガ） 土曜午後･日祝休診
	新ゆり整形外科	955−115 4	麻生区上麻生1− 3−5	8:30～12: 00	14:00～1 9:00	土日8:30～1 2:30
	新百合ヶ丘ステーション クリニック	966−185 5	麻生区上麻生1−20− 1 小田急アコルデ新百合ヶ丘5･6F	9:00～13: 00	14:00～1 8:00	土曜9:00～1 4:00
	いしだクリニック	955−025 0	麻生区百合丘2− 7−1	9:00～13: 00	14:00～1 8:00 火木午後休診	CT あり 土日祝休診 脳神経外科あり
	大倉消化器科 外科 クリニック（外科）	969−701 7	多摩区菅仙谷4−1−5 よみうりランドクリニックモール2F	9:00～12: 30	15:00～1 8:00	土曜午前のみ 水曜休診

眼科	**津田眼科クリニック（校医）**	965−1171	麻生区千代ヶ丘8−1−20	9:30～13:00	15:00～18:00 土曜14～16:00	**津田 紀子先生** 木日祝曜休診
	野村眼科	819−0250	麻生区上麻生1−4−1　エルミロード6F	10:30～13:30	15:00～19:00	年中無休
	新百合ヶ丘眼科	042-350-3526	稲城市平尾2−16−8	9:00～12:00	13:30～16:30	金日祝・土曜午後休診
	新ゆり眼科	543−8115	麻生区上麻生1−3−4 WAKA ビル5階	9:30～13:00	15:00～18:30	火金土午後・日祝休診
	こにし・もりざね眼科	966−7787	麻生区上麻生1−3−2　壱番館ビル7F	9:00～12:15	14:30～17:00	土曜午後・火日祝休診
	永島歯科医院（校医）	959−1182	麻生区千代ヶ丘2−4−12	9:30～12:30	15:00～18:00 金15:00～18:30	**永島久美子先生**　木土曜午後・日祝休診
	古川歯科医院	951−6480	麻生区千代ヶ丘4−7−5	10:00～13:00	15:00～18:00	水土10:00～16:00 木日祝休診
	松井歯科医院	955−5419	麻生区千代ヶ丘8−1−1	10:00～13:00	15:00～19:00 （土）6:00まで	木日祝休診
	はやせ歯科（口腔外科）	567−6274	麻生区金程2−5−14	9:00～13:00 水木金	15:00～18:00 水木金	月火土日祝休診
	新百合山手アクザワ歯科 医院（口腔外科）	965−4182	麻生区万福寺6−7−2 メディカルモリノビル2F	9:00～13:00	14:00～17:30 水曜15:30～	木日祝休診
耳鼻科	**しんゆり耳鼻咽喉科（校医）**	959−4187	麻生区万福寺 1-1-2 シティモール 4 階	9:00～12:30	15:00～18:30	**赤澤吉弘先生** 土曜午後・水日祝休診
	たかおか耳鼻咽喉科クリニック	969−2550	麻生区千代ヶ丘8−1−3　ウエストプラザ1F	10:00～13:00	15:00～18:30	土曜午後・木日祝休診

	ひらやま耳鼻咽喉科クリニック （アレルギー科）	955−3349	麻生区万福寺6−7−2　メディカルモリノビル2F	9:00～12:30	15:00～18:30	土曜午後・木日祝休診
内科	**しんゆり山手通りこども　クリニック（校医）**	281−3271	麻生区万福寺6−7−2　メディカルモリノビル2F	9:00～12:00	15:00～18:00	**東芝直樹先生** 土曜午後・木日祝休診
	おばた小児クリニック （アレルギー科）	951−3390	麻生区千代ヶ丘4−18−22−A	9:00～12:00	15:00～18:00 土曜13:00～14:30	土曜午後・木日祝休診
	新百合ヶ丘こどもクリニック	959−2626	麻生区万福寺1−2−3 アーシス農住ビル2F206	10:00～12:30	15:00～18:30	土曜午後・水日祝休診
	新百合ヶ丘龍クリニック （循環器内科）	955−7231	麻生区古沢7	8:00～12:00	15:00～18:00	土曜午後・水日祝休診
	麻生区休日急患診療所	966−2133	麻生区万福寺1−5−3	9:00～11:30	1:00～4:00	日祝・年末年始のみ
	百合丘歯科保健センター	966−2261	麻生区高石4−15−5	9:30～11:30	13:00～16:00	GW・年末年始のみ
	救急医療情報センター	739−1919				医療機関紹介のみ
	さつき台薬局（学校薬剤師）	986−9876	麻生区五力田2−2−1 メイヒルズ101	9:00～ 土曜9:00～12:00	～18:00	**小松佐知子先生** 木・日祝休み
タクシー	川崎交通	966−9111	生田交通	955−5388		
	高砂交通	819−0500	コスモ交通	987−9800		